

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
小型無人機対処器材の賃貸借	防衛大臣承認	
	作 成	令和6年4月4日
	変 更	
	作成部隊等名	西部方面総監部防衛部防衛課

## 1 総 則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、西部方面隊において、民間人の小型無人機が演習場等の自衛隊施設へ侵入した際に同無人機を探知することを目的とした、小型無人機対処器材の賃貸借について適用する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-C000001による。

#### 1.2.1 市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

#### 1.2.2 カタログ

この仕様書において、製造者等の使用しているカタログをいう。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 規格

J I S C 0 9 2 0 電気機械器具の外郭による保護等級（IPコード）

#### b) 仕様書

GLT-CG-C000001 陸上自衛隊電子機器共通仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応  
共通仕様書

GS-C996497 UAV（災害用II型）GDXS-13-B

#### c) 法令等

電波法（昭和25年法律第131号）

不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律128号）

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）[防装庁（事）第  
137号（4.3.31）]

## 2 一般的事項

この仕様書に規定していない事項は、製造者の規定する使用及び社内規格並びに商慣習による。

## 3 本役務に関する要求

### 3.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 本役務は、小型無人機対処器材の借上げ及びその使用に必要な技術的事項に関する支援を実施する。
- b) 本役務は、「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）」に基づき、本役務に係る情報を保全するために、情報の搾取等が行われるリスクの対策などを行うものとする。

### 3.2 役務内容

- a) 小型無人機対処器材一式の借上
- b) 車両への器材の設置
- c) 器材の操作説明

### 3.3 納入等の場所

陸上自衛隊健軍駐屯地とし、細部は調整による。

### 3.4 実施時期

#### a) 小型無人機対処器材一式借上

令和6年4月16日（月）～令和6年7月31日（水）（計4ヶ月間基準）

日付の増減が出た場合は、契約担当官と別途協議するものとする。

### 3.5 器材の品名及びカタログ製品名

品名は、調達品目表による。

### 3.6 構成

構成は、表1による。

表1－構成

番号	品名	数量 <sup>a)</sup>
1	本体	1
2	アンテナ	1
3	表示・操作端末	1

注<sup>a)</sup> 数量を変更する場合は、調達要領指定書によって指定する。

### 3.7 性能等

性能等は、調達品目表による。

### 3.8 塗装

塗装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、製造者が規定する仕様とする。

### 3.9 製品の表示

製品の表示は、GLT-CG-C000001の2.5及びGLT-CG-Z000001の2.3による。

### 3.10 サプライチェーン・リスク対応に関する要求

IT利用装備品等のサプライチェーン・リスク対応については、GLT-CG-Z000009の2.1.1による。

### 3.11 技術的事項

契約の相手方は、官側の指示を受け、技術援助を行うものとする。この際、技術援助に必要な器材等の動作確認及び器材準備は、契約相手方が行うものとする。ただし、官側の装備品等を必要と

する場合は、官側と調整の上、貸付を受けるものとする。

### **3.12 輸送費**

賃貸借に掛かる往復の送料は契約相手方が負担するものとする。

## **4 品質保証**

- a) 監督及び検査は、契約担当官等の定める検査実施要領によるほか、この仕様書による。
- b) 官側の責に負わないものは、業者の負担で修理するものとする。

## **5 その他**

借用に関して疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官等と協議しなければならないほか、次による。

### **5.1 納入要領**

調達要求元の指定する場所へ期日までに納入又は直接納入するものとし、納入に係る費用は、契約相手方が負担するものとする。

また、納入時の器材の状態は、速やかに使用を開始可能な状態とする。

### **5.2 返却要領**

返却に係る費用は、契約相手方が負担するものとする。

## **6 連絡調整先**

- a) 陸上自衛隊西部方面総監部防衛部防衛課運用班 運用幹部 良永 1 尉と連絡・調整し、指示を受ける。
- b) 連絡先：096-368-5111（内線2750）

## 調達品目表

調達要求番号		作成部隊等名	西部方面総監部防衛部防衛課										
調達要求年月日	令和6年4月5日	作成年月日	令和6年4月4日										
仕様書番号													
<b>1 調達品目</b>													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">品名</th> <th style="width: 10%;">番号</th> <th style="width: 60%;">構成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">小型無人機対処器材</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>本体</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>アンテナ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>表示・操作端末</td> </tr> </tbody> </table>				品名	番号	構成	小型無人機対処器材	1	本体	2	アンテナ	3	表示・操作端末
品名	番号	構成											
小型無人機対処器材	1	本体											
	2	アンテナ											
	3	表示・操作端末											
<b>2 性能等</b>													
次による。													
a) <b>総合機能</b> 総合機能は、次による。													
1) <b>6.3a)～d)</b> の各項目は、“電波法”及びその関連法規に適合し、測定できなければならない。													
2) “不正アクセス行為の禁止等に関する法律”及びその関連法規に適合しなければならない。													
3) 固定金具を用いて施設等又は車両に設置して使用することが可能とする。													
4) 半径2 kmの範囲の全方位を常時監視することが可能とする。													
5) 複数機の小型無人機を同時に探知、識別及び追跡が可能とし、これらの機能を地図画面上に連続的に表示し、記録するとともに、以下の機能を満たさなければならない。													
5.1) 対処可能な小型無人機の種類の数 40種類以上													
5.2) 対処可能な小型無人機の製造業者の数 3社以上(DJI社、Parrot社及びAutel Robotics社を含む。)													
6) 小型無人機を、警報によって通知が可能とし、特定した小型無人機を電波によって阻止が可能とする。													
7) 小型無人機の操縦者位置又は離陸地点の探知が可能とする。													
8) 1名で操作が可能とする。													
9) 本体、アンテナ及び表示・操作端末を車両に設置し、車両バッテリーを電源として使用し、運用が可能とする。													
10) 2名で車両に設置が可能とし、設置の際、車両の改修が必要のない器材とする。また、車両の乗車定員に影響を与えず、かつ他の車両に容易に寄せ替えが可能とする。													

## 調達品目表（続き）

- 11) ソフトウェア更新によって最新及び機能更新した小型無人機への対応が可能とする。
- 12) 未対応機の電波を記録し、以後のソフトウェア更新によって対応が可能とする。
- 13) 内蔵データを任意に削除することが可能とする。
- 14) 構成品は、附属の収納箱へ収納が可能とし、2名で容易に運搬することが可能とする。
- 15) 質量は、60 kg以下とする。（附属品を除く。）
- 16) 小型無人機と同じ周波数帯を用いる電子機器に影響を与えてはならない。
- 17) ソフトウェアの機能を追加することによって将来の拡張性をもつ。
- 18) この器材の対処能力維持のためのソフトウェア更新を無償で行い、その期間は、納入年度から1年以上とする。
- 19) リモートIDによる機体識別に対応が可能とする。対応が不可能な場合においても、ソフトウェア更新によって対応が可能とする。
- 20) 18)の無償によるソフトウェア更新期間終了後のソフトウェア更新における年間の費用は、契約額の9%を限度とし、その期間は、1年以上とする。
- 21) ソフトウェア更新は、納入先部隊で容易に実施が可能とする。
- 22) 表示・操作端末と本体との間は、離隔して接続することが可能とし、有線（LANケーブル又は光ケーブル）による接続の方法によって構成することが可能とする。
- 23) この器材から発する電磁波が、他の器材に影響を与えない様に処置されていなければならない。

### b) 本体 本体は、次による。

- 1) 受信周波数帯 10 MHz～6 GHz（小型無人機が使用する周波数帯を満たさなければならない。）
- 2) 伝送周波数帯 400 MHz～6 GHz（小型無人機が使用する周波数帯を満たさなければならない。）
- 3) 周波数帯域幅 160 MHz以内
- 4) 伝送電力 最大 20 W以下
- 5) 入力電源 AC100 V及びDC12～24 V
- 6) 消費電力 最大 360 W以下
- 7) デュアル受信チャンネル及びデュアル伝送チャンネルをもつ。
- 8) 動作温度  $-20^{\circ}\text{C}\sim+50^{\circ}\text{C}$
- 9) アンテナとの接続時、IP53相当（JIS C 0920）以上の防じん・防滴性能をもち、雨天時でも使用が可能とする。

### c) アンテナ アンテナは、次による。

- 1) 本体と接続が可能とする。
- 2) 動作温度  $-20^{\circ}\text{C}\sim+50^{\circ}\text{C}$
- 3) 本体との接続時、IP53相当（JIS C 0920）以上の防じん・防滴性能をもち、雨天時でも使用が可能とする。

### d) 表示・操作端末 表示・操作端末は、次による。

- 1) 小型無人機の航跡の表示が可能とする。

## 調達品目表（続き）

- 2) 地図画面上に、この器材の自己位置の表示が可能とする。  
なお、地図データは、オフラインで使用及び更新できなければならない。
- 3) 対応する小型無人機のリスト表示を行い、小型無人機のメーカー名、機種名、通信プロトコル方式、最終探知からの経過時間、固有ID、離陸地点、現在位置、高度（海拔高度または離陸地点からの相対高度）、自己位置からの方角及び距離情報の表示が可能とする。
- 4) 形状は、タブレット型又はノート型とする。
- 5) 画面サイズは、10インチ以上とする。
- 6) 外部モニターへの出力が可能とする。
- 7) 即時に探知履歴の表示が可能とする。
- 8) 表示された小型無人機を任意に分類することが可能とする。
- 9) IP65相当（JIS C 0920）以上の防じん・防滴性能をもつ。
- 10) OSは、Android9.0以上、Windows10又はLinuxUbuntu16.0以上とする。
- 11) 動作温度 0℃～+35℃

### 3 附属品

附属品は、次による。ただし、数量は、標準附属品を含む。

番号	品名	数量 <sup>a)</sup>	摘要 <sup>a)</sup>
1	電源ケーブル	一式	本体及び操作・表示端末用
2	接続ケーブル	一式	本体、アンテナ、操作・表示端末の間を接続するケーブルとし、機能を発揮できる最大の長さとする。
3	取付金具	一式	施設等及び車両への取付け用
4	小型無人機 (小型無人機 対処器材用)	一式	別途調達GS-C996497 訓練用
5	収納箱	一式	構成品及び番号1～3及び6を収納する。
6	取扱説明書	1	日本語版
7	整備資料	1	a) 日本語版 b) 取扱説明書と合冊してもよい。
8	試験成績書	1	a) 日本語版 b) 品質保証書で代用してもよい。 c) 試験項目には、6.3a)～d)を含み、これらの項目が“電波法”及びその関連法規に適合することを証明しなければならない。

**注<sup>a)</sup>** 規定の数量等を変更する場合は、調達要領指定書によって指定する。

